

# 岸和田市環境保全条例の改正について

(部会報告)

平成 31 年 3 月

岸和田市環境審議会公害規制専門部会

## 目 次

はじめに .....	1
1. 岸和田市環境保全条例の改正に当たっての基本的な視点 .....	2
2. 岸和田市環境保全条例の現状 .....	3
3. 指定事業所に関する規制 .....	4
4. 特定建設作業に関する規制 .....	11
5. 自動車公害の防止 .....	13
6. 放送電波受信障害の防止 .....	14
7. その他生活環境の保全等 .....	15
おわりに .....	16

参考資料 1 岸和田市環境保全条例の改正について（諮問）

参考資料 2 岸和田市環境審議会公害規制専門部会・同委員名簿

はじめに

現在の岸和田市環境保全条例（平成 15 年 6 月 20 日条例第 16 号。以下、「市条例」という。）は昭和 51 年に公布された岸和田市環境保全条例（昭和 51 年 3 月 31 日条例第 17 号。）が平成 15 年に全部改正されたものである。

市条例は、当時の公害関係法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法）や大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「府条例」という。）で定められている基準を遵守することを基本にしながらも、規制のみにとどまらず、公害に対する未然防止を図り、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的として制定された。

市条例の施行後、公害関係法令等が整備、拡充されてきた。平成 23 年より、大阪版権限移譲に基づき大気汚染防止法及び府条例（大気）等の事務が府知事から岸和田市長に順次移譲されており、本市が多くの規制権限を有するようになった。また、事業者の自主的な環境・公害対策が推進されるとともに、法規制の充実と各種の公害防止対策の進捗により、大気汚染、水質汚濁等の環境汚染は改善されてきた。

こうした経緯により、平成 30 年 3 月 7 日、岸和田市長より岸和田市環境審議会に岸和田市環境保全条例の改正について諮問が行われた。諮問を受けて、岸和田市環境審議会では、公害の規制について専門的見地より審議する必要があることから、公害規制専門部会を設置し、市条例施行後の様々な状況の変化を踏まえ、審議を行った。今般、同諮問に係る審議を終えたので、見直しに関する結果をとりまとめ、次のとおり報告する。

## 1. 岸和田市環境保全条例の改正に当たっての基本的な視点

諮問事項である「岸和田市環境保全条例の改正」について、当部会では、諮問の主旨を踏まえ、以下の基本的な視点を重視して、調査・審議を進めた。

### (1) 条例の意義と役割の継承

市条例の制定時、産業公害は社会問題であり、国において国民の健康を保護し、生活環境を保全する観点から、法規制の整備が進められた。一方、地方公共団体においても、公害防止に対する基本的な姿勢を示すものとして、地域の具体的な公害対策について法規制を拡充、拡大するため、規制対象を拡げ、公害の未然防止と対策の推進を図ってきた。

公害対策は国よりも地方公共団体が先行し、法規制が追って整備されてきた。当時、府条例の規制権限は大阪府知事にあり、市独自で対応出来るように、市条例が制定された。このようななかで設けられた市条例は、市の独自性を有した条例として重要な意義や役割を持ち、現在もその必要性は失われていない。

これらのことから、公害の防止のため独自の規制を行い、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保を図ることを目的としている市条例の役割は継承すべきものである。

### (2) 公害関係法令等との整合

市条例は、公害関係法令及び府条例とは基本的に独立した制度として、工場・事業場の規制基準の適用などを規定している。公害関係法令等はこの間、順次、規制対象の拡大や基準の強化が図られてきた。一方、公害対策は国よりも地方が先行していたため、法律より先に府条例及び市条例が規制を強化し、その後法律が府条例等を取り込んでいる。このため、市条例で義務付けている手続きには、同一の行為に対して公害関係法令等が課している手続きと重複しているものがあるほか、規制基準や規制の対象等も重複しているものがある。

また、岸和田市では自治事務である騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく事業所の規制を行ってきた。平成14年4月に特例市に移行した際に水質汚濁防止法及び府条例（水質）に基づく規制並びに、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法により規制地域の指定及び規制基準の設定の事務が政令委任等されている。平成23年より、大阪版権限移譲に基づき大気汚染防止法などの事務が順次、大阪府から事務移譲されている。

よって、今回の見直しにより、合理的な制度とすることを目的とし、市条例と公害関係法令との整合を図るべきものである。

## 2. 岸和田市環境保全条例の現状

当部会で審議する、市条例「第3章 生活環境の保全と公害の防止」の構成は次の通りである。

### 第3章 生活環境の保全と公害の防止

#### 第1節 公害の防止 (第16条―第29条)

##### 第2節 指定事業所に関する規制 (第30条―第41条)

旧条例の「人の健康又は快適な生活を著しく阻害する物質等を発生させ又は排出する工場及び事業場」として、設置の許可を必要とした「指定工場等」は、市条例で「公害及び生活環境を著しく悪化させる物質等を排出し、又は排出するおそれのある事業所」として、設置の届出を必要とする「指定事業所」となっている。

指定事業所に対して、水質、騒音及び振動についての規制基準が適用されている。

##### 第3節 特定建設作業に関する規制 (第42条―第45条)

特定建設作業とは、騒音及び振動を発生する作業として、事前の届出と規制基準の遵守が義務付けられている。

##### 第4節 自動車公害の防止 (第46条―第48条)

自動車所有者及び運輸事業者等に対し、騒音、振動の防止及び排出ガスの低減の努力義務があり、交通公害に関する適切な要請等が規定されている。

##### 第5節 放送電波受信障害の防止 (第49条―第55条)

放送電波受信障害の防止が義務付けられている。

##### 第6節 その他生活環境の保全等 (第56条―第63条)

廃棄物の減量及び適正処理が義務付けられており、屋外燃焼行為の禁止が規定されている。

また、あき地等の所有者に対し適正に管理する事が義務付けられている。

### 3. 指定事業所に関する規制

次の点について、市条例の規制内容が適当であるか検討を行うこととした。

- ・指定事業所に対して、生活環境を保全するに当たり適切な規制基準が設けられているか。
- ・他法令で規制されている事業所について、二重に義務を課すなどして、過度な規制となっていないか。

#### (1) 事業所に対する公害規制の関係

工場・事業場において公害関係法令と市条例による公害規制の体系は表3-1のとおりである。

市条例独自で「指定事業所」(表3-2)を定め、本市の実情に応じた規制基準を適用することにより、公害関係法令等とともに総合的な公害対策を実施してきた。

表3-1 公害規制の体系

	大気汚染	水質汚濁	騒音・振動	悪臭
法律	<u>大気汚染防止法</u> ●施設の届出及び規制基準の遵守 ●事故時の措置(通報義務)	<u>水質汚濁防止法</u> ●施設の届出及び規制基準の遵守 ・有害物質:すべての特定事業場が対象 ・BOD等:日平均排水量30m <sup>3</sup> 以上の特定事業場が対象 ●有害物質の地下浸透禁止 ●事故時の措置(届出義務)	<u>騒音規制法</u> <u>振動規制法</u> ●施設の届出及び規制基準の遵守	<u>悪臭防止法</u> ●規制基準の遵守 ●事故時の措置(届出義務)
府条例	●施設の届出及び規制基準の遵守(規模及び規制対象物質の追加)	●施設の届出及び規制基準の遵守(規模及び規制対象物質の追加) ・有害物質:すべての届出事業場が対象 ・BOD等:日平均排水量30m <sup>3</sup> 以上の届出事業場が対象 ●有害物質の地下浸透禁止 ●事故時の措置(届出義務)	●施設の届出及び規制基準の遵守(規模及び対象施設の追加) ●事業活動に対する規制基準の遵守	
市条例	●指定事業所の届出	●指定事業所の届出及び規制基準の遵守 ・有害物質:すべての指定事業所が対象 ・BOD等:日平均排水量20m <sup>3</sup> 以上の指定事業所が対象	●指定事業所の届出及び規制基準の遵守	

## (2) 規制基準の整理

指定事業所に適用される規制基準として、現行の条例は汚水に係る規制基準(排出基準)、騒音に係る規制基準及び振動に係る規制基準が定められている。これらについては、以下のとおりとすることが適当である。

### ①汚水に係る規制基準(排出基準)

市条例では、排水基準については、生活環境項目に係る排水基準及び有害物質に係る排水基準の二つの基準が設けられている。

汚水に係る規制基準(排出基準)については、過去環境審議会で議論しており、「岸和田市環境保全条例で定める指定事業所に対しては、特定事業場と同じ排出基準値を適用する。」との答申を示している。

指定事業所に対し、水質汚濁防止法に規定する特定事業場と同じ排出基準値を適用するという基本的な考え方に変更は無い。

市条例の汚水に係る規制基準(排出基準)のうち亜鉛含有量の排水基準は「排水基準を定める省令等の一部改正(平成18年環境省令第33号)」により、特定事業場に係る基準が、5mg/Lから2mg/Lに強化されていることから、市条例においても亜鉛含有量の排水基準を5mg/Lから2mg/Lに強化すべきである。

排水基準を適用する事業所についても、生活環境項目に係る排水基準は特定事業場等と同じ日平均排水量30m<sup>3</sup>以上の事業所とし、有害物質に係る排水基準は全ての事業所とすべきである。

### ②騒音に係る規制基準及び振動に係る規制基準

市条例では、騒音に係る規制基準として、市域を4つの地域に区分し、「朝」「昼間」「夕」「夜間」の時間帯ごとに規制基準を設けている。

一方、騒音規制法では、特定事業場に対し、府条例では、特定事業場を除いた全ての事業場に対し、市条例と同等の規制基準を設けている。

また、市条例では、振動に係る規制基準として、市域を3つの地域に区分し、「昼間」「夜間」の時間帯ごとに規制基準を設けている。

一方、振動規制法では、特定事業場に対し、府条例では、特定事業場を除いた全ての事業場に対し、市条例と同等の規制基準を設けている。

よって、騒音及び振動に係る規制については、騒音規制法、振動規制法及び府条例により、市条例と同等の規制が設けられていることから、市条例で規制基準を設定する必要は無い。

### ③大気基準(一般粉じん)

市条例には、一般粉じんの飛散防止を目的とした規制基準が設定されていない。

大気汚染防止法及び府条例では、粉粒塊堆積場等の一般粉じんの飛散のおそれのある施設等に対し、「散水設備によって散水が行われていること、防じんカバーで覆われていること、薬液の散布又は表層の締固めが行われていること、

その他同等以上の効果を有する措置が講じられていること」といった、設備基準が設けられている。

大気汚染防止法及び府条例は、粉粒塊堆積場の面積が 500m<sup>2</sup> 以上の事業場に規制基準がかかっているが、市条例対象の 300m<sup>2</sup> 以上 500m<sup>2</sup> 未満には規制基準がかかっていない。

市条例においても、大気汚染防止法及び府条例と同等の設備基準を設けることが適当である。

### (3) 指定事業所の整理

#### ①指定事業所の現状

現在、公害関係法令等による届出がなされている事業所は 1,005 件あり、うち指定事業所は 62 事業所である。内訳は鉄工所 15 件、自動車整備工場 22 件、刺繍業 4 件、その他 21 件である。

現在の指定事業所の内訳は表 3-2 のとおりである。

表 3-2 指定事業所

項番号 (号番号)	指定事業所の種類	事業 所数
1	物品の製造又は加工を行う施設の原動機の定格出力の合計が 2.25 キロワット以上、1日の通常排水量が 20 立方メートル以上又は 1日の通常燃料使用量(重油換算量) 0.2 キロリットル以上の事業所	26
2(1)	たん白質の加水分解	0
2(2)	飼料の製造	0
2(3)	裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも又は製袋	5
2(4)	羽、毛、繊維又は皮革の洗浄、漂白、染色、色止め、のり付け又はのりぬき	1
2(5)	なめし皮の製造	0
2(6)	合成樹脂の製造又は加熱加工	0
2(7)	塗料、顔料、染料又はこれらの中間物の製造	0
2(8)	インク又は絵具の製造	0
2(9)	油脂の加工又は石けんの製造	0
2(10)	肥料の製造	0
2(11)	化学薬品(医療品及び農薬を含む。)の製造	0
2(12)	カドミウム、シアン、水銀、鉛、砒(ひ)素、有機リン、クロム又はこれらの化合物を用いる物品の製造又は加工	0
2(13)	アスファルト、コールタール又は木タールを用いる物品の製造又は加工	0
2(14)	懐炉灰又は練炭の製造	0
2(15)	有機溶剤又はラバーセメントを用いる物品の製造又は加工	0
2(16)	岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、陶磁器又は人造砥石の製造又は加工	0
2(17)	ガラスの腐しょく又は研磨	0
2(18)	セメントを用いる製品の製造	0
2(19)	非鉄金属の溶融(容器又は炉を用いるものに限る。)	0
2(20)	電気又はガスを用いる金属の溶接又は溶断	0

2(21)	金属の鍛造、圧延、プレス又は熱処理	0
2(22)	金属箔又は金属粉の製造	0
2(23)	電動又は空気動工具を使用する金属の研磨、切断又は鋸打	0
2(24)	油かんその他の空かんの再生	0
2(25)	金属又は合成樹脂の酸、アルカリ若しくは塩による表面処理又は腐しょく若しくは被膜加工	0
2(26)	紙若しくは繊維の樹脂加工又は強化プラスチック製品の製造若しくは加工	1
2(27)	動物質骨材（貝がらを含む。）の研磨	0
2(28)	塗料の吹付け又は強制乾燥	0
2(29)	木材、紙又は繊維の防虫防腐加工	0
2(30)	産業廃棄物を原料とする物品の製造又は加工	0
2(31)	へい獣処理場	0
2(32)	と畜場	0
2(33)	セメントサイロを設置しセメント袋詰め作業を行うもの	0
2(34)	採石場（土砂を含む。）又は碎石場	1
2(35)	ガソリンスタンド	1
2(36)	自動洗車場（スチームクリーナー又は自動洗浄施設を有するものに限る。）	0
2(37)	車両（二輪自動車を除く。）又は建設用機械の整備、修理及び解体を行うもの	22
2(38)	内燃機関の試験又は調整を行うもの	0
2(39)	青写真の焼付所	0
2(40)	電動工具を使用する大作業場	0
2(41)	鉄砲を使用する射撃場	0
2(42)	石材の引割又は研磨を行うもの	0
2(43)	暖房用熱風炉、ボイラーその他のばい煙発生装置（燃料焼却能力が重油換算で1時間当たり30リットル以上のもの又は1日の燃料使用量が0.2キロリットル以上のものに限る。ただし、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）を設置するもの	4
2(44)	粉粒塊たい積場（300平方メートル以上のものに限る。）	1

## ②他法令による二重規制

市条例制定後、公害関係法令や府条例は、順次、規制対象の拡大や基準の強化が図られてきた。このため、市条例で義務付けている手続きには、同一の行為に対して公害関係法令等が課している手続きと重複しているものがある。

例えば、指定事業所の第2号(1)のたん白質の加水分解は水質汚濁防止法施行令別表第一第5号のみそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設に該当するため、市条例であらためて指定事業所に指定する必要性は無い。

市条例で規定する指定事業所について、規制基準の整理を踏まえて、二重規制の状況を検討したものを表3-3に示す。

表 3-3

項番号 (号番号)	指定事業所の種類	他法令での規制状況と改正等の理由
1	物品の製造又は加工を行う施設の原動機の定格出力の合計が 2.25 キロワット以上、1 日の通常排水量が 20 立方メートル以上又は 1 日の通常燃料使用量(重油換算量) 0.2 キロリットル以上の事業所	原動機の定格出力の合計が 2.25 キロワット以上の施設については騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除する。 1 日の通常排水量については水質汚濁防止法に準じ、1 日の通常排水量が 30 立方メートル以上の事業所に対し排水基準を適用しているので変更する。
2(1)	たん白質の加水分解	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除する。
2(2)	飼料の製造	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除する。
2(3)	裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも又は製袋	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除する。
2(4)	羽、毛、繊維又は皮革の洗浄、漂白、染色、色止め、のり付け又はのりぬき	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除する。
2(5)	なめし皮の製造	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除する。
2(6)	合成樹脂の製造又は加熱加工	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除する。
2(7)	塗料、顔料、染料又はこれらの中間物の製造	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除する。
2(8)	インク又は絵具の製造	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除する。
2(9)	油脂の加工又は石けんの製造	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除する。
2(10)	肥料の製造	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除する。
2(11)	化学薬品(医療品及び農薬を含む。)の製造	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除する。
2(12)	カドミウム、シアン、水銀、鉛、砒(ひ)素、有機リン、クロム又はこれらの化合物を用いる物品の製造又は加工	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除する。
2(13)	アスファルト、コールドタール又は木タールを用いる物品の製造又は加工	騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除する。
2(14)	懐炉灰又は練炭の製造	騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除する。
2(15)	有機溶剤又はラバーセメントを用いる物品の製造又は加工	騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除する。
2(16)	岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ葉、かわら、れんが、陶磁器又は人造砥石の製造又は加工	府条例に同等の規定があるので削除する。
2(17)	ガラスの腐しよく又は研磨	水質汚濁防止法及び府条例に同等の規定があるので削除する。
2(18)	セメントを用いる製品の製造	水質汚濁防止法及び府条例に同等の規定があるので削除する。
2(19)	非鉄金属の溶融(容器又は炉を用いるものに限る。)	騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除する。
2(20)	電気又はガスを用いる金属の溶接又は溶断	騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除する。

2(21)	金属の鍛造、圧延、プレス又は熱処理	大気汚染防止法、騒音規制法及び振動規制法に同等の規制があるので削除する。
2(22)	金属箔又は金属粉の製造	騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除する。
2(23)	電動又は空気動工具を使用する金属の研磨、切断又は鋌打	府条例に同等の規定があるので削除する。
2(24)	油かんその他の空かんの再生	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除する。
2(25)	金属又は合成樹脂の酸、アルカリ若しくは塩による表面処理又は腐しょく若しくは被膜加工	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除する。
2(26)	紙若しくは繊維の樹脂加工又は強化プラスチック製品の製造若しくは加工	府条例に同等の規定があるので削除する。
2(27)	動物質骨材（貝がらを含む。）の研磨	府条例に同等の規定があるので削除する。
2(28)	塗料の吹付け又は強制乾燥	府条例に同等の規定があるので削除する。
2(29)	木材、紙又は繊維の防虫防腐加工	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除する。
2(30)	産業廃棄物を原料とする物品の製造又は加工	府条例に同等の規定がある。廃棄物の清掃及び処理に関する法律により規制されているので削除する。
2(31)	へい獣処理場	化成場等に関する法律により規制されているので削除する。
2(32)	と畜場	化成場等に関する法律により規制されているので削除する。
2(33)	セメントサイロを設置しセメント袋詰め作業を行うもの	府条例に同等の規定があるので削除する。
2(34)	採石場（土砂を含む。）又は砕石場	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除する。
2(35)	ガソリンスタンド	
2(36)	自動洗車場（スチームクリーナー又は自動洗浄施設を有するものに限る。）	
2(37)	車両（二輪自動車を除く。）又は建設用機械の整備、修理及び解体を行うもの	
2(38)	内燃機関の試験又は調整を行うもの	騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除する。
2(39)	青写真の焼付所	水質汚濁防止法に同等の規定があるので削除する。
2(40)	電動工具を使用する大工作業場	騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除する。
2(41)	鉄砲を使用する射撃場	騒音及び振動に関する規制が府条例において全ての事業所を規制対象としているので削除する。
2(42)	石材の引割又は研磨を行うもの	府条例に同等の規定があるので削除する。
2(43)	暖房用熱風炉、ボイラーその他のばい煙発生装置（燃料焼却能力が重油換算で1時間当たり30リットル以上のもの又は1日の燃料使用量が0.2キロリットル以上のものに限る。ただし、熱源とし	指定事業所1の中に含まれているので1に統合する。

	て電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)を設置するもの	
2(44)	粉粒塊たい積場(300平方メートル以上のものに限る。)	500平方メートル以上のものは府条例に同等の規定があるため、300平方メートル以上500平方メートル未満のものに限る。

なお、岸和田市では自治事務である騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく事業所の規制を行ってきた。平成14年4月に特例市に移行した際に水質汚濁防止法及び府条例(水質)に基づく規制並びに、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法により規制地域の指定及び規制基準の設定の事務が政令委任等されている。

それらに加えて、平成23年より、大阪版権限移譲に基づき大気汚染防止法などの事務が順次、大阪府から事務移譲されており、事業所からの公害関係法令等に基づく届出に関しては直接岸和田市に対してなされているため、岸和田市が事業内容等の把握をすることができている。

このことから、指定事業所から他法令と重複している事業所を除いたとしても、岸和田市が生活環境の保全に必要な情報を収集し、十分な指導事務等を実施することができ、事業者の事務の軽減も同時に図られる。

#### (4) 指定事業所に関する規制の見直しの方向

指定事業所及び指定事業所に対する規制については、公害関係法令等の整備とそれらに基づく規制権限の移譲や公害苦情の状況などを踏まえ、次のとおり規制の見直しを行い、公害の未然防止と生活環境の保全の視点から既存の公害関係法令等との関係を整理し、整合を図られたい。

- ・汚水に係る規制基準(排出基準)のうち亜鉛含有量の排水基準を5mg/Lから2mg/Lに強化されたい。
- ・指定事業所に対して、生活環境を保全するに当たり法及び府条例と同等の規制基準を設定されたい。
- ・指定事業所の対象については、他の公害関連法令等の規制内容と重複しないよう精査し、二重に義務を課すことの無いようにされたい。
- ・指定事業所に関する規制の内容については必要に応じ見直しを行い、公害の未然防止と生活環境の保全に必要な措置をとられたい。

#### 4. 特定建設作業に関する規制

次の点について、市条例の規制内容が適当であるか検討を行うこととした。

- ・火薬を使用する作業については、火薬類取締法で火薬類の使用者に対する規制により生活環境の保全が図られているため、特定建設作業から除く事が適当であるか。
- ・特定建設作業については、同一工事内において法又は府条例対象の特定建設作業が行われることが多く、法又は府条例による特定建設作業が実施されている工事内で行われる特定建設作業については過度な義務となっていないか。

##### (1) 概要

特定建設作業とは、くい打ち機、バックホウ、ブルドーザなどを使用する建設作業であり、騒音、振動を発生する作業として、騒音規制法、振動規制法及び府条例（騒音、振動）において、事前の届出と規制基準の遵守が義務付けられている。

##### (2) 規制対象の整理

騒音規制法、振動規制法及び府条例が規定している作業に加えて、市条例では7つの作業を定めている。表4-1に過去3年の届出件数をまとめた。

表4-1 特定建設作業種類別届出数

特定建設作業の種類		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		総数 (市条例単独)	総数 (市条例単独)	総数 (市条例単独)
1	アースオーガーと併せてくい打機を使用する作業	1 (0)	4 (0)	2 (0)
2	インパクトレンチを使用する作業	11 (7)	11 (1)	14 (11)
3	火薬を使用する破壊作業	2 (2)	2 (2)	2 (2)
4	動力源として発電機(10キロワット以上のものに限る。)を使用する作業	10 (1)	14 (0)	15 (5)
5	コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業	16 (1)	17 (0)	8 (1)
6	バイブレーションローラ及びランマを使用する作業	24 (0)	34 (0)	23 (0)
7	電動工具を使用するはつり作業又はコンクリート仕上げ作業	12 (1)	8 (0)	12 (6)
<p>( )内の件数は同一工事現場内に法及び府条例に基づく特定建設作業が実施されず、市条例に基づく特定建設作業のみ実施された件数(内数)を示している。</p> <p>例えば、平成27年度のインパクトレンチを使用する作業は11件の届出があり、同一工事現場内で法及び府条例に基づく特定建設作業が実施されず、市条例に基づく特定建設作業のみ実施された件数が7件、残りの4件は同一工事現場内で法及び府条例に基づく特定建設作業が実施されていたことを示しており、バイブレーションローラ及びランマを使用する作業は24件全て同一工事現場内で法及び府条例に基づく特定建設作業が実施されていたことを示している。</p>				

### ①火薬を使用する破壊作業について

「火薬を使用する破壊作業」は、届出件数は年2件、同一の採石場の事業地内で行われているものである。近隣に民家等がなく生活環境に影響を阻害するおそれは無い。

「火薬を使用する破壊作業」については、火薬類取締法でも規制されており、保安区域を100m設ける必要があり、その区域内に保全する施設があれば意見聴取を行うなどの手続きが必要であり、市条例より厳しい規制がある。

### ②同一工事内の特定建設作業について

市条例の特定建設作業の多くは、同一工事内において、法、府条例に基づく特定建設作業が実施されている。

法、府条例に基づく特定建設作業の届出は、直接、岸和田市に届けられ、法、府条例に基づく特定建設作業に付帯して実施される作業についても、岸和田市が指導していることから、十分な指導が行われ、生活環境の保全が図られていると考える。

しかしながら、一部の工事内においては、市条例に基づく特定建設作業のみが実施されており、また、市条例に特定建設作業の規定があることで公害の発生を抑制している側面もあるため、市条例でも継続する必要があると考える。

なお、技術革新により低騒音化、低振動化が図られ、騒音及び振動の発生蛾生活環境を阻害しない程度に抑えられる作業については適宜見直していく。

### (3) 特定建設作業に関する規制の見直し

特定建設作業に関する規制については、公害関係法令等の公害の未然防止と生活環境の保全の視点から既存の公害関係法令等との関係を整理し、整合を図られたい。

- ・火薬を使用する破壊作業は、火薬類取締法でより厳しい規制があり公害の未然防止と生活環境の保全に必要な措置がとれるため、削除されたい。
- ・特定建設作業については、公害の未然防止の点からも引き続き規制をすることが望ましい。なお、技術革新により低騒音化、低振動化が図られるものについては、その情報等を収集し適宜適切な措置を事業者に対して求められたい。

## 5. 自動車公害の防止

次の点について、市条例の規制内容が適当であるか検討を行うこととした。

- ・自動車の所有者及び運輸事業者等の努力義務は、府条例に同様の規定があり、自動車の駐車時における原動機の停止は、事業者への勧告等の規定があり、それぞれ削除することが適当であるか。
- ・交通公害に関する適切な措置の要請は、騒音規制法、振動規制法及び府条例に同等の規定があり、削除することが適当であるか。

### (1) 検討結果

市条例では、第46条（自動車の所有者の努力義務）第47条（交通公害に関する適切な措置の要請）及び第48条（運輸事業者等の努力義務）により自動車公害の防止を目的とした規定がある。

騒音規制法、振動規制法及び府条例等に同様の規定があり、市条例から削除することを検討した。

第46条（自動車の所有者の努力義務）及び第48条（運輸事業者等の努力義務）はどちらも努力義務であるが、公害関係法令等においても同様の規定があることから、削除することとする。ただし、岸和田市の施策として、自動車公害に対する取組みを示すため、趣旨を含め検討するよう求めておく。第47条（交通公害に関する適切な措置の要請）は、公害関係法令等に詳細な規定があり、それらにより十分な指導事務等を実施することができている。

よって、次のとおり、見直しを行うことが適当である。

- ・自動車公害の防止については、他の公害関係法令等の規制内容と重複しないよう精査し、二重に義務を課すことの無いようにされたい。
- ・自動車の所有者及び運輸事業者等の努力義務は、岸和田市としても、どのように生活環境の保全を図っていくかという姿勢を示す必要があることから、条例等のなかで改めて検討されたい。

## 6. 放送電波受信障害の防止

次の点について見直しの検討を行うこととした。

- ・放送電波受信障害の防止として、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2の確認の申請等の際にテレビ電波受信障害調査報告書等の提出を求めているため、建築規制部局が所管する条例で定めることが適当であるか。

### (1) 検討結果

放送電波受信障害の防止の規定の建築規制部局が所管する条例への移行については、実際の事務を所管する部局と条例を所管する部局が異なるため、事務遂行上必要な条例の見直し等が適切に図られにくい。

平成27年2月20日開催平成26年度第2回岸和田市環境審議会及び平成28年3月23日開催平成27年度第3回岸和田市環境審議会で、市条例から日照障害等の防止の規定を除いた際と同様に、建築規制部局等と十分に協議し、移行の時期が、建築規制部局が所管する条例の施行と同時であれば適当であると判断する。

なお、市条例では建築物にかかる電波障害についての規定のみであるため、建築物以外の原因で起こる電波障害についても生活環境への影響について情報収集等すべきである。

よって、次のとおり、見直しを行うことが適当である。

- ・建築物にかかる電波障害についての事務は、建築物に関する規制部局が所管していることから、当該部局と十分に協議し、制度の運用に応じ必要な見直しを実施されたい。
- ・建築物以外の原因で起こる電波障害については、生活環境への影響について情報収集等を行い適宜適切な対処をされたい。

## 7. その他生活環境の保全等

次の点について見直しの検討を行うこととした。

・資源の循環利用及び廃棄物の減量、廃棄物の適正処理の義務及び屋外燃焼行為の禁止については、岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に同等の規定があり、市条例で取り扱うことが適当であるか。

### (1) 検討結果

市条例では、第 56 条（資源の循環利用及び廃棄物の減量）、第 57 条（適正処理の義務）及び第 58 条（屋外燃焼行為の禁止）により廃棄物の適正処理等を目的とした規定がある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大阪府循環型社会形成推進条例及び岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成 5 年 3 月 24 日条例第 8 号）に同様の規定があり、市条例から削除することを検討した。

岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例により廃棄物の適正処理等への取組みが示されているので統一すべきである。

よって、次のとおり、見直しを行うことが適当である。

・廃棄物の適正処理等への取組みについては、岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例により進められたい。

## 8. おわりに

岸和田市では、従来から環境問題に積極的に取り組み、公害対策、自然環境保全等様々な環境関連施策が実施されてきた。そのなかでも公害防止の取組は、独自の条例による各種規制等を行うことにより、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができるよう環境の保全が図られてきた。

本部会報告に即した条例改正が実現されれば、一部制度の廃止等を含むが、公害問題に対する市の取り組みが後退するものではなく、公害防止条例施行後に国および大阪府から移譲された公害関係法令による規制権限と合わせた適切な制度となる。新たな条例の目的に沿った公害の防止や環境への負担の低減にむけた具体的な施策を推進し、事業者、市民とともに取り組むことにより、現在及び将来の市民の健康と快適な生活環境が確保されることを望むものである。

最後に、将来社会情勢が変化した場合や予想外の公害が発生することにより、市民の健康または生活環境に著しい影響を及ぼし、または及ぼすおそれがあると認める事態が発生した場合には、公害関係法令等との整合を図りつつ、すみやかに条例を見直し、適切な施策を推進することを求めておく。